

議案第155号

世田谷区財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 財政状況の公表に係る告示の公示について、区のホームページに掲載する方法を可能にする必要があるので、本案を提出する。

世田谷区財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区財政状況の公表に関する条例（昭和39年3月世田谷区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「区役所の門前掲示場およびその他適当な掲示場に掲示して」を「世田谷区公告式規則（昭和40年3月世田谷区規則第14号）の規定の例により」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和8年1月5日から施行する。